

介護保険制度における 住宅改修の手引き



令和 4 年 4 月 発行

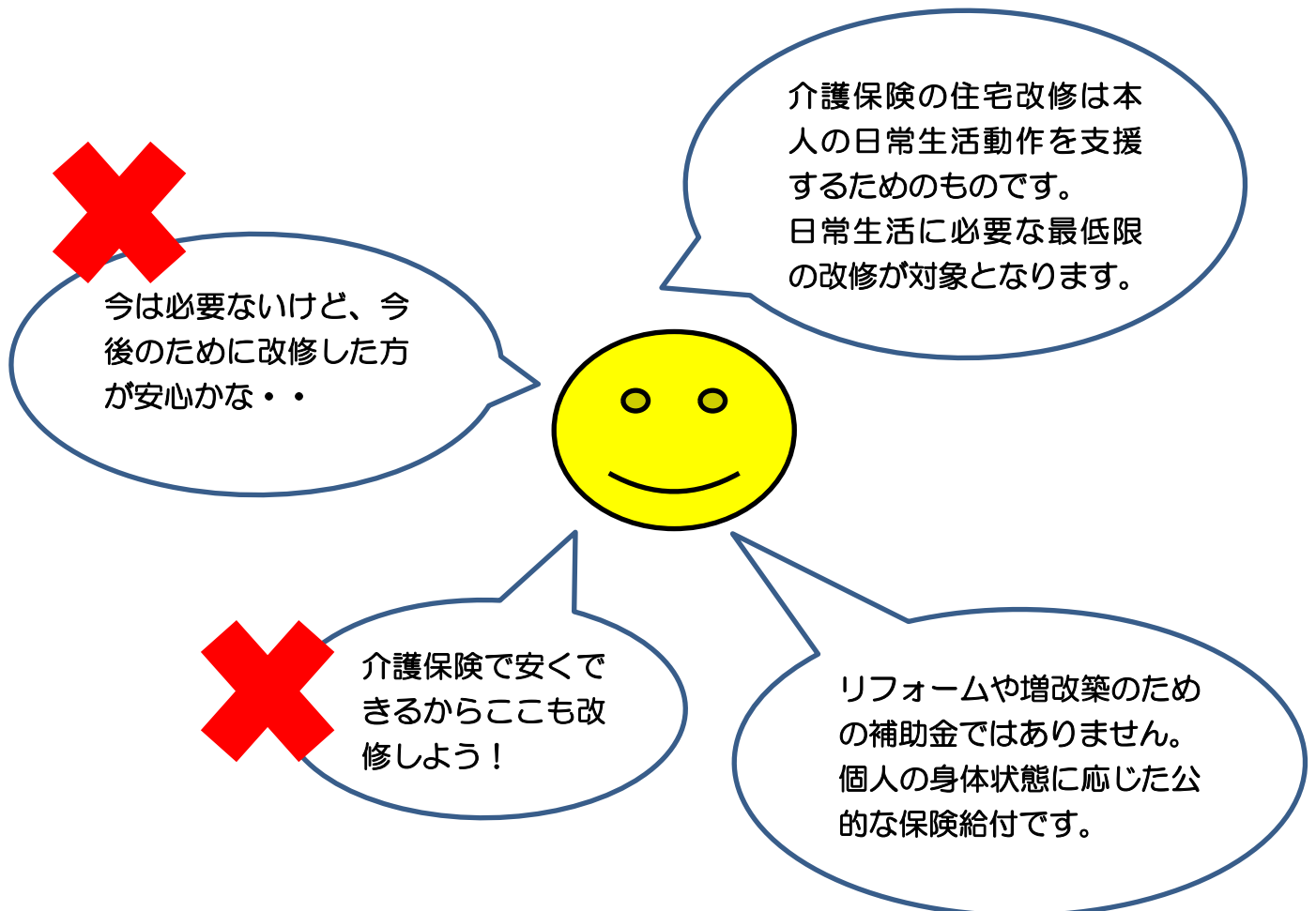
(令和 7 年 7 月 改訂)

大田区福祉部介護保険課

はじめに

●介護保険制度における住宅改修の考え方

介護保険サービスは、能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することが基本理念です。出来ないことが実際にあり、サービスを受けることで残存能力を活かし、能力に応じた自立した生活を送ることが出来るよう支援していくものです。介護保険の住宅改修はリフォームの補助金ではなく介護が必要な人が自立した生活を送るための保険給付です。そのため、利用者が普段使用しない部屋、仕事・趣味趣向のために使用している部屋や個人の資産形成につながる工事は原則対象になりません。誰もが最低限の日常生活を送れるよう限度額内で大事に利用しましょう。



目次

1 介護保険住宅改修費支給制度について……………	3
2 介護保険住宅改修の支給基準額について……………	7
3 介護保険住宅改修の申請について……………	8
4 介護保険と区制度との違い……………	11
5 介護保険住宅改修の Q&A……………	13

■介護保険住宅改修費支給制度について

要介護・要支援の認定を受けた方が、対象となる介護保険住宅改修を行った場合に、負担割合に応じて改修費用を給付いたします。住宅改修工事前に、改修内容が保険給付の対象となるか等の審査が必要となります。必ず事前申請をしてください。

◎介護保険住宅改修の審査・支給

住宅改修費は、大田区が利用者の身体状況や住環境から必要と認めた場合に限り支給されます。審査は理由書等から利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成等を総合的に勘案し、介護保険法や厚生労働省等からの通知を基準に申請内容を審査します。書類のみで判断できない場合には、現地調査を行います。また、工事の許可がされた後でも、工事後の審査の結果によっては支給の取り消し・返還を求めることがあります。

◎介護保険住宅改修の計画・施工

1 住宅改修の計画

介護保険の住宅改修はケアプランの一環として行われます。よって、利用者は介護支援専門員/地域包括支援センター職員（以下介護支援専門員等）に相談し、理由書作成を依頼します。

2 施工業者の選定・見積依頼

・介護支援専門員等は、見積もりを複数の業者から取るよう利用者に説明し、比較検討して施工業者を決定するようにします。

・介護支援専門員等は、理由書を元に施工業者に計画を説明し、計画内容を共有します。

・施工業者は、介護支援専門員等に対し図面や見積もり等の情報を提供します。変更があった場合は介護支援専門員等に必ず相談します。

3 改修後の評価

介護支援専門員等は、改修目的が達成できたか評価を行い、次のプランに反映してください。

◎介護保険住宅改修の内容

1 介護保険住宅改修の種類

住宅改修の対象となる工事の種類は、厚生労働大臣が定める以下の通りです。ただし、保険給付の対象となるのは、日常生活の動線として使用頻度が多くかつ比較的小規模な改修工事です。利用者が使用しない部屋への手すりの取り付けや、古くなった扉を新しくするなど、単なる老朽化による改修は対象となりません。

(1) 手すりの取り付け

- ・廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。
- ・手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものに限ります。
- ・貸与手すりは除かれます。

(2) 段差の解消

- ・居室、廊下、便所、浴室、玄関等各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が予想されるものです。
- ・貸与スロープ、購入の浴室内すのこは除かれます。
- ・昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室においては、車椅子を使用しやすくするための畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、屋外通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

(4) 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え
- ・扉の撤去、ドアのノブの変更、戸車の設置等
- ・引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

- ・和式便器から洋式便器への取替え
- ・既存の便器の位置や向き、高さを変更する場合
- ・福祉用具購入品「腰掛便座」の設置は除かれます。
- ・非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り換える場合は、水洗化、簡易水洗化の部分は対象外です。
- ・洋式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加された便器への交換は対象外です。

(6) その他①～⑤に付帯して必要となる住宅改修

※付帯工事とみなされないものもありますのでご注意ください。

○付帯工事とみなされる工事の例

- ・手すり取り付けのための壁の下地補強
- ・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設置工事
- ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事
- ・便器の取替えに伴う床材の変更

2 対象とならない工事例

- ・新築、増改築（新たに居室を設ける場合等）
- ・老朽化を理由とする改修
- ・利用者が日常的に使用しない部屋等の改修（排泄・入浴・外出等の日常的な動線以外）
- ・所有権がない場所への施工
 - 賃貸…家主などの承諾が得られない場合
 - 共有の土地・建物…共有名義人全員の同意が得られない場合
（マンションの共有部分、私道など）

3 対象となる人

大田区の介護保険の被保険者で、要支援1～2または要介護1～5の介護認定を持っている方

※新規申請中の方も事前申請はできますが、非該当になった場合は全額自己負担になります。

※本人が入院（所）中は原則対象になりません。ただし、退院（所）に備えて予め工事をするとも考えられるので、退院（所）日が明確であれば申請をすることができます。退院（所）がされず在宅に戻れなかった場合は全額自己負担となります。

4 対象となる住宅

住民票上の住所地にある住宅

5 その他留意事項

- ・一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合

被保険者ごとに申請することが可能です。ただし、改修箇所が重複しないよう申請してください。

- ・被保険者等自らが住宅改修を行った場合

本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とします。この場合、領収書は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族が作成してください。なお、この場合であっても、住宅改修が必要な理由書等提出いただく書類は、通常の住宅改修の場合と変わりません。

- ・保険対象外の工事を含む場合（ユニットバス・紙巻付き手すり等）

工事費内訳に全体の金額を明記し、つぎに保険給付対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象金額を算出してください。

- ・利用者が保険料を一定期間以上滞納している場合

保険料を一定期間以上滞納すると、減額（3割または4割自己負担）や全額自己負担（後に償還払い）になります。介護保険被保険者証（三）の給付制限欄を確認してください。

■介護保険住宅改修の支給基準額について

◎支給の限度額

- ・20万円（消費税・自己負担分を含む）が限度です。
- ・20万円を超えた分と介護保険自己負担分（1割～3割）は自己負担です。
- ・限度額に達するまでは複数回申請が可能です。
- ・2回目以降の申請では限度額の残額を基に算定し、これを超えた分は自己負担です。
- ・例外として、転居した場合と要介護状態が著しく重くなった場合は、限度額が再度20万円になります。（同一住所、同一被保険者について1回のみ適用）

例外1：3段階リセット

初回の住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、介護の必要程度の段階が三段階以上重くなった時点で住宅改修をした場合

◆3段階リセット早見表

初回着工日の要介護度	再工事日の要介護度
旧要支援	要介護3・4・5
経過的要介護	要介護3・4・5
要支援1	要介護3・4・5
要支援2	要介護4・5
要介護1	要介護4・5
要介護2	要介護5

◆介護の必要程度の段階

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2・要介護1
第一段階	要支援1・経過的要介護・旧要支援

例外2：転居リセット

住民票上の住所が変わった場合

- ・転居した場合は、転居後の住宅に対して20万円まで支給可能です。この際3段階リセットは転居後の住宅における初回着工日が基準となります。
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活します。この際、3段階リセットも転居前の住宅における初回着工日が基準となります。

■介護保険住宅改修の申請について

◎住宅改修の手続きと流れ

1 利用者は支払い方法を選択します

支払い方法は次の方法があります

A：償還払い方式：利用者がいったん改修費用の全額を施工業者に支払い、工事完了後の事後申請に基づき、区から利用者へ負担割合に応じて9割（8割または7割）を払い戻す方法です。

B：代理受領方式：区と施工業者があらかじめ受領委任払いの契約を締結し、利用者が当該施工業者に介護給付費の受領を委任することで、利用者は改修費用（上限20万円）の1割（2割または3割）分を施工業者に支払い、9割（8割または7割分）を区から施工業者に支払う方法です。

※給付制限がかかっている場合は注意が必要です。

◆給付制限の概要

保険料を一定期間以上滞納すると、減額（3割または4割自己負担）や全額自己負担（後に償還払い）になります。介護保険被保険者証（三）の給付制限欄を確認してください。

給付制限の種類	負担割合	支払い方法
給付額の減額	3割又は4割自己負担 保険給付 7割または6割	償還払・代理受領方式どちら も可
支払い方法の変更	全額自己負担 保険給付 9割（8割または7割）	償還払方式のみ
給付額の減額 ＋ 支払い方法の変更	全額自己負担 保険給付 7割または6割	償還払方式のみ

2 区役所に事前申請をします

事前申請に必要な書類

NO.	書類	作成者	備考
1	申請書（第8号様式 第21条関係）	利用者	大田区ホームページに掲載されています。
2	住宅改修が必要な理由書	ケアプランを作成している介護支援専門員（原則）	・介護支援専門員以外の者（福祉住環境コーディネーター等）が作成する場合、必ず介護支援専門員と連絡調整をし、ケアプランのアセスメントとの整合性をはかる必要があります。 ・理由書作成業務は、居宅介護支援業務の一環とされているため、別途手数料の支給はありません。
3	工事費見積書（内訳書）	施工業者	・介護保険支給対象分が分かるように材料費、施工費、諸経費等適切に区分したものとします。「〇〇工事一式、〇〇円」は不可。 ・見積書の宛名は被保険者本人の<u>フルネーム</u>を記載してください。 ・保険給付対象外の工事費が含まれている場合には、保険給付対象分の項目を分けて区分したものを作成してください。
4	図面	施工業者	日常生活の動線を確認しています。工事予定箇所の記載及び便所、浴室、寝室等部屋の位置関係が分かるようにしてください。
5	工事前写真	施工業者	・撮影日の分かるもの（原則カメラの日付機能使用） ・改修予定箇所を写真に直接線を引くなどして示してください ・改修箇所を含めた周辺の状況も分かるように撮影して下さい（段差等、障害物も写るように撮影する。浴室であれば壁だけでなく浴槽等も含めて撮影し浴室であることが分かるように撮影する） ・鮮明でピントが合った写真を添付してください。 ・段差の写真はメジャーをあてて撮影してください。
6	承諾書	利用者（所有者）	改修する住宅が本人・同居人以外の所有の場合
7	申請者の身元確認書類	申請者	本人の場合→顔写真付証明書 1 種類/顔写真無証明書 2 種類 業者が代理の場合→登記事項証明書または指定通知書＋社員証等
8	委任状（申請書提出）	利用者	・申請を委任する場合 ・委任状の印鑑は、朱肉を使うものを使用してください。



「理由書」について

介護保険の住宅改修は保険給付であり、書類の審査があります。審査は「理由書」を基に進められます。そのため、「理由書」には改修の必要性が書面で伝わるように利用者個々の身体状況、動作をよく観察し具体的に書いてください。

☆理由書作成でお願いしたいこと

- 理由書・図面・写真・見積書には共通の番号を振ってください。
- 改修箇所は生活動線である必要があります。どこからどこまでの移動経路なのか始点と終点を記載してください。
- 既存手すり（レンタル含む）がある場合、新たに手すりを設置する理由を詳細に記載してください。レンタル利用中の箇所の場合は、レンタルで支障がある理由が必要です。
- 手すりを両側に設置する場合や特殊形状の手すりを設置する場合は、その理由を詳細に記載してください。
- 勝手口や縁側など外出の経路が玄関以外の場合、生活動線であることを詳細に記載してください。

3 区から利用者宛に給付券を送付します

事前審査の結果、工事了承を証する給付利用券を利用者宛にお送りします。給付利用券の発行は申請を受け付けてからおおよそ 10 日後です。（事業者への送付はできません。）

※給付利用券が発行される前に着工した場合は支給対象外となりますのでご注意ください。

4 給付利用券が届いたら着工できます

利用者宛に給付利用券をお送りします。給付利用券を確認し着工してください。

※給付利用券発行後に工事内容が変更になった場合や工事が中止になった場合は、必ず介護保険課給付担当にご連絡下さい。

※申請時と身体状況が著しく変化し、工事内容が自立に繋がらない場合は支給されません。

※着工日現在で転居、施設入所、資格喪失（死亡、転出など）した場合、介護認定がない場合は支給されません。

5 区に工事後の支給申請をします

※入院（所）中は申請できません。退院（所）した場合は退院（所）日を確認いたします

事後申請に必要な書類

NO.	書類	作成者	備考
1	給付利用券	区役所	給付利用券は必ず添付してください。工事の着工日及び完成日を記入してください。万一紛失された場合は付箋等に「 <u>紛失・被保険者番号・氏名・着工日・完成日</u> 」を記載して提出ください。
2	領収書	施工業者	・領収書の宛名は被保険者本人のフルネームで記載してください（「上様」等不可）。本人以外の名義（家族等）で発行する場合は、但し書きに「〇〇様の介護保険住宅改修費自己負担分として」と本人のフルネームが確認できるように記載してください。 ・保険給付以外の費用も含んだ領収書の場合、但し書きに「介護保険給付対象分〇〇円を含む」と記載してください。 ・生活保護受給者の場合、領収書は不要です。
3	完成後の写真	施工業者	・撮影日の分かるもので、工事前の写真と同じアングルで撮影するなど、比較がしやすいように撮影してください。 ・踏み台等の固定工事はビス等で留めた箇所が写るように撮影してください。 ・見積書の内容（部材、個数等）が確認できるように撮影してください。
4	委任状	利用者	・本人名義以外の口座に振り込む場合に必要です。 ・委任状の印鑑は、朱肉を使うものを使用してください。
代理受領方式の場合は以下も必要です。			
5	請求書	施工業者	・様式があります。
6	委任状	利用者	・委任状の印鑑は、朱肉を使うものを使用してください。事前申請を委任した場合は、同じ印を使用してください。

6 区から介護保険分の支払いがされます（毎月 25 日頃）

事後審査の結果問題がなければ支給を決定し、利用者宛に支給決定通知書をお送りします。

7 その他

請求権の消滅時効期間：2年間

時効の起算日：利用者（施主）が全額支払いを完了した日の翌日

■「介護保険の住宅改修」と

「大田区高齢者自立支援の住宅改修助成事業」との違い

	介護保険の住宅改修	高齢者住宅改修費の助成
利用者負担	1 割～3 割	1 割～3 割（生活保護・中国残留邦人等支援受給者は負担なし）
対象者	要支援 1・2、要介護 1～5 の認定を受けた方	大田区に住所を有し、要支援 1・2、要介護 1～5 の認定された 65 歳以上の高齢者で、身体状況等により住宅の改修が必要と認められる方
対象工事 及び 支給限度額	① 手すりの取り付け ② 段差解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の変更 ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる工事 （支給限度額 20 万円）	① 浴槽の取替え及びそれに付帯して必要な給湯設備等の工事 （助成限度額：379,000 円） ② 流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 （助成限度額：156,000 円） ③ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事 （助成限度額：106,000 円）
給付申請をする時期	工事前 事前に給付利用券の交付が必要です	工事前 事前に助成決定が必要です
受付窓口	大田区介護保険課給付担当	地域包括支援センター

※同一の工事について、介護保険と高齢者自立支援住宅改修費の助成の併給は出来ません。